

「求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの」について

労働政策審議会
雇用環境・均等分科会（第87回）

資料 2

令和 7 年11月17日

- 均等法施行規則を改正し、以下のように規定してはどうか。

【改正均等法第13条第1項】

「事業主は、**求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの**（以下…「求職者等」という。）によるその求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動（以下…「求職活動等」という。）において行われる当該事業主が雇用する労働者による性的な言動により当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、当該求職者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」



【均等法施行規則】（イメージ）

（法第十三条第一項の厚生労働省令で定める者）

第二条の三 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める者は、求職者以外の者であって、次に掲げる者とする。

- 一 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者
- 二 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

＜考え方＞

- 第1号の規定は、事業主が行うOBOG訪問や説明会等の活動に参加する者を想定。
- 第2号の規定は、教育課程において行われる教育実習や看護実習等を受ける者を想定。